

みやぎ自動車産業振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、みやぎ自動車産業振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、宮城県内の自動車関連企業等の有機的なネットワークの形成や関連施策情報の共有化等を図ることによって、高度な技術力の集積、受発注機会の更なる拡大、産学官金融連携及び県境を越えた広域連携を促進し、もって宮城県における自動車関連産業の集積に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 受発注に関するニーズ調査、情報交換、メーリングリストの活用
- (2) 展示商談会等開催、関東・中部圏からの受注機会の拡大
- (3) 技術力の高度化、人材育成、生産改善を推進するため関係機関等との協力
- (4) 県内企業等に対する啓発セミナー等の開催及び広報
- (5) 研究機関や生産工場の誘致活動
- (6) その他、本事業の目的に合致するもので、代表幹事が認めるもの

(構成)

第4条 協議会の構成は、次の企業及び各種団体（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 自動車関連企業やこれから自動車関連産業に参入しようとする企業
- (2) 自動車関連産業の振興に協力しようとする大学・金融・行政・団体等

2 協議会は、「とうほく自動車産業集積連携会議」（以下「連携会議」という。）との連携を図ることとし、前項の企業等は連携会議の構成員とする。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する企業等は、入会申込書（別記様式第1号）を代表幹事に提出しなければならない。

2 会員は、退会をしようとするときは、退会届（別記様式第2号）を代表幹事に提出しなければならない。

(総会)

第6条 総会は、会の事業及び運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) その他、協議会の事業運営に関する重要事項

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、年1回通常総会を開催する。ただし、代表幹事が必要と定めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長になる。

5 議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。

6 代表幹事は、やむを得ない事由により会員が一同に参集できないと認められるときは、審議内容を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。）により総会を開催することができる。

7 第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第5項中「出席した」とあるのは、「賛否を回答した」と読み替えるものとする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 幹事 20名以内
- (3) 監査役 2名

2 代表幹事は、公益財団法人みやぎ産業振興機構の理事長の職にあるものを充てる。

3 幹事及び監査役は総会において選任する。

4 幹事及び監査役は、相互にこれを兼ねることはできない。

(任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、任期満了の場合でも、後任者が選任されるまでの間、なお、その職務を引き続いて行う。

(職務)

第9条 代表幹事は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事が、その職務を代理する。

3 監査役は、協議会の事業の執行状況を監査する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、代表幹事、幹事で構成し、幹事から協議会の運営及び事業の執行に関しての助言を行う。

(顧問)

第11条 東北全体を見据えた専門的な助言を受けるため、協議会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、代表幹事が委嘱する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、宮城県経済商工観光部自動車産業振興室に事務局をおく。

2 事務局には、代表幹事が任命した統括プロジェクトリーダーを配置する。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が設立された年度の事業年度は、協議会設立の日から始まるものとする。

(会費)

第14条 会費は無料とする。ただし、一部事業の実施にともない参加負担金等を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、将来恒常的な事業経費が必要となった場合は検討の上、総会に諮るものとする。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は代表幹事が別に定める。

附則

この会則は、平成18年5月11日から施行する。

附則

この会則は、平成20年5月21日から施行する。ただし、改正後の第8条2項の規定は、平成20年5月11日から適用する。

附則

この会則は、平成21年5月28日から施行する。

附則

この会則は、平成22年5月26日から施行する。

附則

この会則は、平成26年6月5日から施行する。

附則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附則

この会則は、令和3年7月12日から施行する。